

2022年（令和4年）3月16日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 田中 宏

申入書

今般、貴所の被収容者から本会に対する人権救済申立案件調査における貴所からの回答結果をふまえ、下記のとおり、申し入れます。

第1 申入の趣旨

被収容者を護送するにあたり、捕縄と手錠を併用する場合には、当該被収容者の個別具体的な事情や、併用する時間及び場所に照らし、併用することの必要性、より制限的でない他の代替手段の合理性及び妥当性について具体的に検討した上で、必要最小限度の身体拘束にとどめるよう要望する。

第2 申入の理由

1 貴所服役中の被収容者の護送の際、常時、手錠だけでなく、捕縄（いわゆる「腰縄」）が併用された事案の人権救済申立てに関して、本会から貴所への照会に対し、貴所からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律78条1項の規定により、刑務官は、被収容者を護送する場合、逃走するおそれの有無等に関わらず、捕縄又は手錠を使用することができます。被収容者を護送する場合には、刑事施設内にいるときに比べて戒護力が弱くなることから、特段の加重要件なしに捕縄又は手錠を使用することができるものです。」との回答がなされた。

2 手錠又は捕縄の使用に関して、旧監獄法施行規則50条1項では、「手錠及捕縄は・・・護送中の在監者にして必要ありと認むるものに限り之を使用することを得」と規定されていた。

これに対して、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「被収容者処遇法」という。）では、人権の尊重と比例原則（同法73条）を定めた上、「刑務官は、被収容者を護送する場合…には、捕縄又は手錠を使用することができる」（同法78条1項）との規定に変更された。

法務省担当者による被収容者処遇法の逐条解説によれば、手錠又は腰縄を使用できる場合として、同法78条1項各号の使用要件が備わっている場合であっても、「具体的な必要もないのに捕縄又は手錠を使用することができないのは当然であり、他の措置を執ることの合理性・妥当性を勘案しつつ、その使用の当否を考えるべきであろう。」とされている。

- 3 法令上の文言が、旧監獄法施行規則50条1項では「手錠及捕縄」と記載されていたところ、被収容者処遇法78条1項では「捕縄又は手錠」と変更されている点も、上記の立法趣旨に沿って解釈されるべきである。すなわち、「手錠及捕縄」は手錠と捕縄の併用を意味するが、「捕縄又は手錠」は、その文言からして、捕縄のみ、手錠のみ、捕縄と手錠の併用のいずれかを意味することから、被収容者処遇法下においては、捕縄と手錠を併用する場合はより制限的に解釈されるべきである。

さらに、国連が定める被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）の規則47第2項（a）、及び規則48第1項では、拘束具の使用に関して、移送時の逃走に対する予防措置として、より制限的でない制御形態では効果がない場合に、必要かつ合理的に利用可能な最も侵襲性の低い形態でなければならず、必要な時間のみに用いられなければならないとされている。

すなわち、国内法令及び国際ルールによれば、移送時の逃走予防として拘束具を使用するには、具体的な必要性があり、より制限的でない他の代替手段がない場合に、必要最小限の拘束具使用及び使用時間に止めなければならない。

そして、特に捕縄の使用は、被拘束者に「動物的な扱い」をされていると感じさせるものであり、また、2017年近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム実行委員会による諸外国の調査においても、常時一律に手錠に加え捕縄を用いて刑事収容施設の被収容者を連行する事例はなかった。

- 4 この点、貴所では、前記回答のとおり、被収容者を護送する場合には、逃走するおそれの有無や程度等に関わらず捕縄又は手錠を使用できるという認識の下、これら拘束具使用の必要性等を個別具体的に検討することなく、護送時には一律に捕縄と手錠を併用しているものと窺われる。前記人権救済事案の被収容者についても、個別具体的な必要性等が検討された形跡のないまま、護送にあたり、手錠と捕縄が併用されていた。

このような貴所の運用は、国内法令及び国際ルールを軽視している疑いがあり、憲法が要求する適正手続違反や、不必要な身体拘束による人権侵害（憲法31条、18条）に該当するおそれがあるので、是正されるべきである。

すなわち、被収容者の護送時に拘束具を使用するにあたって、とりわけ手錠と捕縄を併用する場合には、当該被収容者の身長、体重、体格、性格、年齢、健康状態、刑務所内での日頃の態度、刑務所外における交友関係等の個別具体的事情を勘案した上で、併用する時間及び場所に照らし、併用することの必要性、より制限的でない他の代替手段の合理性及び妥当性について具体的に検討した上で、必要最小限度の身体拘束にとどめるよう、配慮すべきである。

年齢や健康状態によっては、そもそも併用を要しないことも考えられるはずであり、そのような場合でなくとも、併用の代替手段としては、例えば、護送担当者 と手錠でつなぐこと、護送担当者を増やすことによる手錠のみの単独使用も考えられ、仮に、手錠と捕縄を併用するとしても、鉄道車両の車内等、両側に護送担当者があり逃走可能性が低いときには捕縄を外すなど、状況により使用する拘束具の変更も検討されるべきである。

- 5 にもかかわらず、貴所では、上記のような具体的な検討を行うことなく、手錠と捕縄が併用されているようであり、必要最小限度の身体拘束を超えるおそれがあるため、かかる貴所の対応は憲法18条及び同法31条で保障された被収容者の人権を侵害するおそれがある。

よって、申入の趣旨のとおり要望する。

以 上